ロ　船の長さが八〇メートル以上かつ区画についての船の長さが一〇〇メートル以下の場合

$$R = 1 - \frac{1}{1 + \frac{LsR_0}{100(1-R_0)}}$$

この場合において、

Rは、要求区画指数

R_0は、イの算式による値

二　（略）

2　（船首隔壁における開口）

第百二条の十の二　第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。この場合において、同条第一項中「ねじこみ弁」とあるのは「ねじこみ弁又は管海官庁が適当と認める弁」と、「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（通則）

第百二条の十三　第五十七条の規定は、貨物船の乾舷甲板下の外板に設ける開口について準用する。この場合において、同条第一項及び第四項から第六項までの規定中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（舷窓）

第百二条の十三の二　第五十八条及び第五十九条の規定は、貨物船の舷窓について準用する。この場合において、第五十八条並びに第五十九条第一項、第二項第二号及び第四項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（排水孔等の数）

第百二条の十三の三　第六十条の規定は、貨物船の排水孔等について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（排出管等）

第百二条の十三の四　第六十一条及び第六十二条の規定は、貨物船の排出管等について準用する。この場合において、第六十一条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（乾舷甲板下の舷門等）

第百二条の十三の五　第六十三条の規定は、貨物船の乾舷甲板下の舷門等について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（外板を貫通する可動部）

第百二条の十三の六　第六十三条の二の規定は、貨物船の外板を貫通する可動部について準用する。この場合において、同条第二項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

ロ　区画についての船の長さが八〇メートル以上一〇〇メートル以下の場合

$$1 - \frac{1}{1 + \frac{LsR}{100(1-R)}}$$

この場合において、

Rは、イの算式による値

二　（略）

2　（船首隔壁における開口）

第百二条の十の二　第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。

（通則）

第百二条の十三　第五十七条の規定は、貨物船の隔壁甲板下の外板に設ける開口について準用する。

（舷窓）

第百二条の十三の二　第五十八条及び第五十九条の規定は、貨物船の舷窓について準用する。

（排水孔等の数）

第百二条の十三の三　第六十条の規定は、貨物船の排水孔等について準用する。

（排出管等）

第百二条の十三の四　第六十一条及び第六十二条の規定は、貨物船の排出管等について準用する。

（隔壁甲板下の舷門等）

第百二条の十三の五　第六十三条の規定は、貨物船の隔壁甲板下の舷門等について準用する。

（外板を貫通する可動部）

第百二条の十三の六　第六十三条の二の規定は、貨物船の外板を貫通する可動部について準用する。